

簡易水道事業と下水道事業は

公営企業会計に移行します

問合せ先／上下水道課
(979-8118)

人口3万人以上の団体の簡易水道事業と下水道事業において、2020年4月までに公営企業会計への移行が必要との国からの通達がありました。

それに伴い、町の簡易水道事業（畑・丹那簡易水道事業、田代・軽井沢・丹那地区簡易水道事業、東部簡易水道事業）と下水道事業は、4月1日から地方公営企業法の適用を開始し、会計方式を公営企業会計へ移行します。

●地方公営企業とは

「地方公営企業」は、地方公共団体が経営する企業活動を総称したものであり、水道や下水道など住民の生活や地域の活性化に不可欠なサービスを提供しています。

これらの事業にも、一般行政事務を規律することを目的とした法律（地方自治法、地方財政法、地方公務員法など）が原則的に適用されますが、その規定を全面的に適用すると効率的・機動的な事業の運営に支障をきたす場合があります。

そこでこれらの事業の実態にあわせ弾力的な企業経営が可能となるよう「地方公営企業法」が制定されており、経営の効率化とサービスの向上を図るとともに、本来の目的である公共の福祉の増進を目指して運営されることが期待されています。

●会計方式の変更

地方公営企業法を適用することにより、会計方式が、現在の官庁会計（単式簿記）方式から公営企業会計（複式簿記）方式へと変更となります。これにより、各年の経費負担が明確化されるとともに、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書といった財務諸表の作成を通して、経営状況が理解しやすくなります。

●地方公営企業法適用の必要性

各事業の安定した経営を持続するため、経営の健全性や計画性、透明性の向上を図ることが求められており、地方公営企業法の適用はその取り組みの柱の1つとされています。また適用によるメリットとしては、「近隣団体や類似団体との経営比較が容易になる」、「施設のライフサイクルコストの低減に必要な固定資産情報の精緻な把握が可能になる」、「職員の経営意識の向上が見込まれる」などが挙げられます。



企業会計に移行すると何が変わる？

項目	官庁会計 (これまで)	企業会計 (これから)	変更内容・効果
予算区分	歳入及び歳出を区分 現金の収入・支出の事実に基づき歳入と歳出の2つに区分して整理集計	損益取引による収支と資本取引による収支を区分 管理運営に係る収支（損益取引）と、施設の整備や建設などに係る収支（資本取引）に区分して集計	管理や営業に係る収支と建設に要する収支を明確に区分することで、経営分析や料金の原価計算がしやすくなります
経理方法	単式簿記 いわゆる家計簿 現金の出し入れという結果のみシンプルに記録	複式簿記 取引を原因と結果という2つの側面とらえ、その原因と結果も同時に記録 資産・負債・純資産の増減を管理し、同時に一定期間内の収益と費用を記録	単式簿記では資産情報が欠けているため、正確なコストを把握できませんが、複式簿記では、資産の動きや損益を把握することができ、企業としての経営体質が明らかになります
経理認識	現金主義 現金収入があった時点、または現金支出があった時点ごとに現金の動きに基づいて記録	発生主義 現金の収支に関わらず、資産の移動、収益や費用の発生した事実に基づいて記録	現金の収支とは関係なく、債権・債務が発生した時点で費用や収益、あるいは未払金や未収金が記帳され、事業期間の正確な業績が把握できます
資金把握	財産台帳による管理 現金以外の財産を、公有財産・物品・債権・基金に分類し、その性質に応じた適切な管理が求められ、それぞれが別々の基準による財産台帳などで管理	減価償却管理 設備や車両などの資産（減価償却資産）について、その使用可能期間（耐用年数）にわたり、その資産の価値の減少相当額（減価償却費）を費用に計上して管理	財産台帳による管理では価額を把握できない財産もありますが、減価償却による管理では、統一的な基準に基づいて資産を一覧でき、適正な資産評価ができるようになります
出納整理期間（※）	あり（翌年度5月31日まで） より客観的で、外部への説明が容易 また現金残高の監視を徹底しやすい	なし 未収金や未払金の勘定科目を活用して、事業期間の末日にとらわれず、持続的な経済活動（取引）ができる	迅速に決算の分析を行い、次の経営戦略に生かすことができます。また、民間その他の企業会計との比較が可能になります



※会計年度終了後も前年度の出納ができる期間